

建設工事請書

1 工事名

2 工事場所

3 工期 着工 令和 年 月 日 (契約締結の日から7日以内)
完成 令和 年 月 日

4 請負代金額 ¥

(うち取引に係る消費税
及び地方消費税に対する額 ¥)

5 契約保証金額 免除

6 分別解体等の方法等 別紙のとおり

上記の工事について、次によりお請けいたします。

令和 年 月 日

珠洲市長 殿

受注者 住所

氏名

- 1 工事内容 発注者から交付する設計書及び図面のとおりとする。
- 2 検査及び引渡し 工事が完成されたときは、発注者に通知するものとする。検査は、発注者が通知を受けた日から14日以内に行い、検査に合格した日をもって目的物の引渡しをするものとする。
- 3 請負代金の支払 検査合格後、発注者において請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする。
- 4 遅延利息 受注者の責に帰する事由により、工期を延長した場合に請負代金額から既に引渡した部分がある場合は、当該部分に対する請負代金額相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合の利息を発注者において徴収するものとする。
- 5 発注者の解除権 発注者が本契約を解除しようとするときは、珠洲市建設工事標準請負契約約款(平成8年珠洲市告示第22号)第42条から第44条までの規定を準用するものとする。
- 6 その他 本書に定めのない事項については、当事者協議の上定めるものとする。